

監査告示第4号

令和3年3月26日

鹿児島市監査委員	内 山 薫
同	小 迫 義 仁
同	山 口 健
同	長 浜 昌 三

令和2年度定期監査（学校監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準（令和2年2月20日制定）に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく財務監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象校

小学校 鴨池小学校 伊敷小学校 花野小学校 玉江小学校 東桜島小学校
黒神小学校 東昌小学校 和田小学校 錦江台小学校 福平小学校
錫山小学校 星峯西小学校 星峯東小学校 宮川小学校 喜入小学校
一倉小学校

中学校 鴨池中学校 伊敷中学校 東桜島中学校 和田中学校 福平中学校
錫山中学校

高等学校 鹿児島玉龍高等学校

(2) 対象範囲

原則として令和2年4月1日から令和2年11月30日までに執行された事務事業

4 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

(1) 収入事務

収入金の払込、納入済通知書の保管等の収入事務の状況

(2) 支出事務

予算執行、見積、支出負担行為、履行確認、支出命令書の処理等の支出事務の状況

(3) 物品会計事務

備品台帳、重要物品管理簿、物品出納簿等の整備、備品、物品の保管・管理等の状況

(4) 財産管理事務

校庭、校舎及び工作物等の管理、財産台帳の整備及び目的外使用許可等の状況

(5) 学校防災

消防用設備等の設置、避難路の確保、防災訓練の実施及び防災に関する手続等の状況

(6) 市職員の勤務処理等

市職員の勤務、休暇及び服務等並びに会計年度任用職員の雇用等の処理状況

(7) その他

現金等の適正な管理など

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行について、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査及び学校施設等の実地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査対象校

(2) 実施日程

令和3年1月8日から令和3年3月26日まで

7 監査の結果

各監査項目ともにおおむね適正に事務処理等がなされていると認めたが、一部に改善を要する事項があった。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係学校長に直接又は教育委員会事務局及び関係所属長を通じて別途指示した。

各項目の監査結果は、次のとおりであった。

(1) 収入事務

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則第8条第1項によると、団体が施設を利用する場合、学校施設利用許可申請書を提出するものとあるが、申請書が提出されないまま施設を利用させていた団体があった。（鹿児島玉龍高等学校）
- ・ 学校施設照明設備使用料条例第3条第2項によると、使用料は現金で前納しなければならないとなっているが、前納されていないものがあった。（鴨池中学校、和田中学校、鹿児島玉龍高等学校）

[意見]

- ・ 学校体育施設の開放については、昨年度の学校監査においても指摘したところであるが依然として、利用許可に関する事務手続の不備及び照明設備使用料の前納の不徹底がみられることから、各学校の運営協議会に対し適切な対応を指導されたい。（スポーツ課）

(2) 支出事務

指摘事項なし

(3) 物品会計出納事務

[指摘事項]

- ・ 毒物及び劇物取締法等の関連法令に基づき薬品等台帳を整備することとなつてゐるが、令和元年度以降薬品等台帳の記載がない。（花野小学校）
- ・ 薬品等使用簿の残量と薬品の現有量が、一致しないものがあった。また、薬品等台帳の記載方法が誤っていた。（鴨池中学校）

[意見]

- ・ G I G Aスクール構想により学校に配備されるＩＣＴ端末については、緊急時には児童生徒が家庭等に持ち帰り活用することも想定されているが、公費によって購入された備品を家庭等においても適切に管理が行われるよう持ち出しルールや端末の管理・運営方法等について十分検討されたい。（学校教育課）

(4) 財産管理事務

[指摘事項]

- ・ 校庭に設置されている金属製平均台の支柱の根元が腐食しており危険性があるとして、令和元年11月から立入禁止テープが巻かれたままとなっている。（鴨池小学校）
- ・ 弓道場の防矢ネットが破れており、部活動時に使用する矢が飛び出るおそれがある。また、防球ネットの金属製支柱が腐食しネットも破れており、使用できない状態になっている。（和田中学校）

(5) 学校防災

[指摘事項]

- ・ 市立学校管理規則第25条第1項により、防火管理者は校長でなければならないが、教頭となっている。（和田中学校）

(6) 市職員の勤務処理等

[指摘事項]

- ・ 教育関係事務必携の「外勤等の手続」によると、勤務地から外勤地までの距離が1Km以上で公共交通機関を利用する場合、県内旅行命令簿で処理するべきところを外勤簿で処理をしており、旅費を支給していないものがあった。（和田小学校）
- ・ 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならぬとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務に使用しているものがあった。（東昌小学校、星峯東小学校、鴨池中学校）

(7) その他

指摘事項なし

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区分	基準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの